

手取川に繁茂する樹木の伐採希望者を公募します。

～ 企業、団体、個人を問わず応募可能です ～

河川内に繁茂する樹木は洪水時に流れの妨げとなるなど、治水上、施設管理上の問題となります。このため、金沢河川国道事務所では計画的な伐採を続けていますが、ハリエンジュやヤナギなどは成長が早く、河川の維持管理において大きな課題となっています。

一方で、伐採木は薪やチップとしての有効利用も期待されることから、樹木の伐採・利用を希望される方を募り、河川の維持管理にかかるコスト縮減と、河川で産出される資源としての活用の両立を図る取り組みです。

募集の概要は以下のとおりです。多くの皆様からのご応募をお待ちしています

【※石川県内では初めての試みです】

【公募の概要】

- ◇対象者は？ ⇒ 企業、団体、個人（任意のグループや仲間を含む）のどなたでも応募可能。
- ◇伐採木の扱いは？ ⇒ 用途は定めません。（薪やチップ、炭焼き等、ご自由に）。転売、加工販売するなど、営利目的での活用についても制限しません。
- ◇費用は？ ⇒ 伐採、搬出に要する費用、労力等は、全て伐採許可を受けた方の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰り可。
- ◇場所、範囲は？ ⇒ 手取川の手取川橋上流から天狗橋下流の区間で、伐採面積は概ね 100m² 以上とし、上限は設けませんが3ヶ月内で伐採可能な範囲とします。
- ◇事務手続きは？ ⇒ 応募された方と現地の立会確認を行ったうえで、あらためて河川法第25条に基づく許可申請書を提出していただきます。（いたって簡単な手続きです）
なお、許可を受けずに無断で伐採を行うと処罰の対象となります。



◎申し込み方法・・・金沢河川国道事務所へメールから所定様式をダウンロードして記入し、電子メールにて送信、または用紙を提出してお申込みください。

応募受付期間：平成29年11月8日(水)～平成29年12月8日(金)

詳細についてはホームページをご覧ください

こちら⇒<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/index.html>

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 TEL：076-264-9916（直通）

総括地域防災調整官 古山 利也

河川管理課長 谷川 健一